

# 佐賀市障がい者プラン等 の策定について

令和5年2月1日  
障がい福祉課

# 障がい者プランとは

- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定する基本的な計画

(障害者基本法第11条第3項)



◎国、県が策定した、障害基本計画が基本

◎計画期間：6年（2024年度～2029年度）

# 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とは

## 障害福祉サービス等の確保に関する短期計画

(障害者総合支援法第88条)

(児童福祉法第33条の20)



◎市が策定する「障がい者プラン」、 「地域福祉計画 (※)  
等との調和が必要

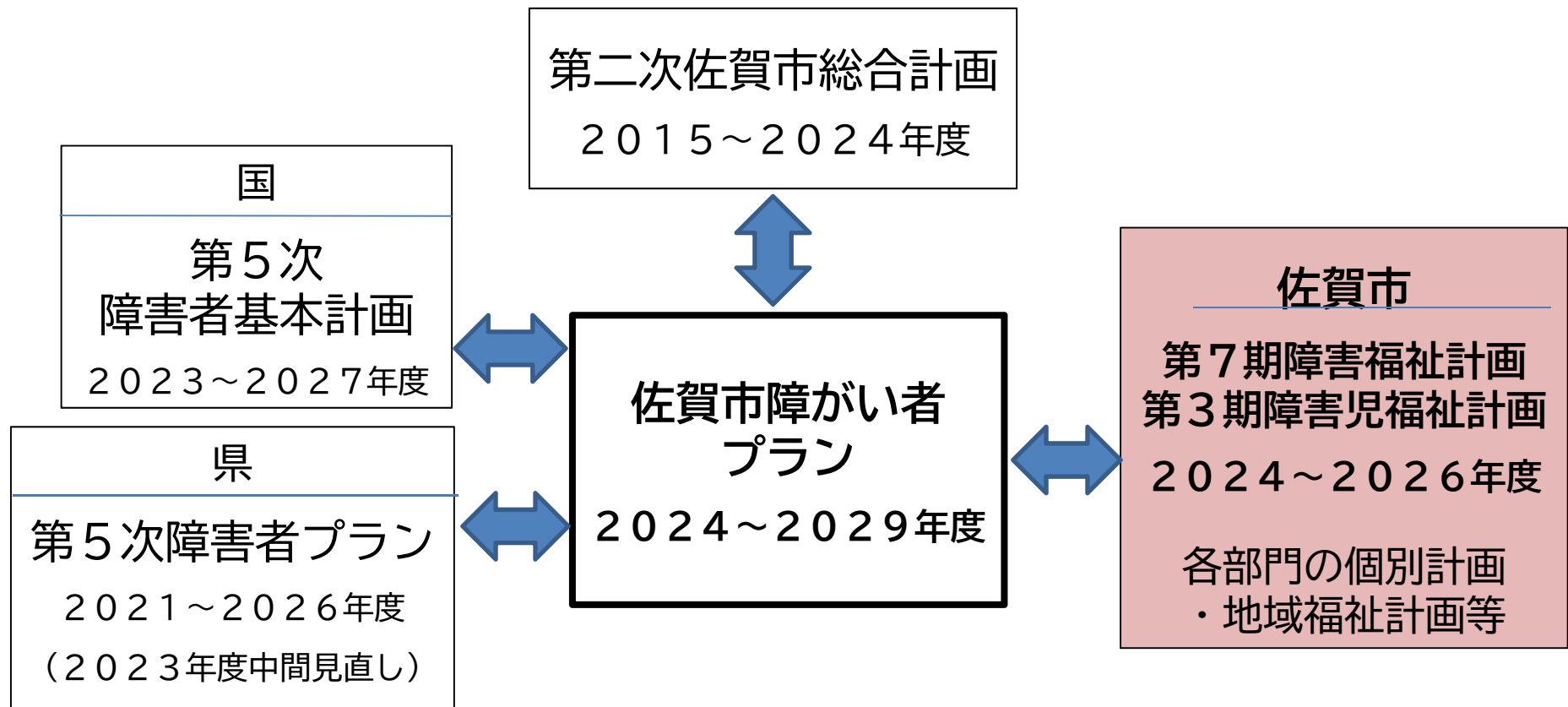
◎計画期間：3年 ( 2024年度～2026年度)

※地域福祉計画とは

基本理念を「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心、笑顔が輝く佐賀のまち」とし、令和3～7年度を第4期として策定され、重点取組として「包括的な支援体制の整備」が掲げられ、障がい者を含めた「重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組」がある。

# 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」や、県の「障害者プラン」等と連携し、整合性を図りながら作成する。



# PDCAサイクル

## 計画 (Plan)

- 基本理念に基づき施策の方向を設定
- 成果目標、活動指標を設定し、障害福祉サービスの見込量の設定、その他確保方策等を定める。

## 実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

## 評価 (Check)

- 計画の進捗状況、成果目標、活動指標について、少なくとも1年に1回実績を把握し、分析・評価を行う。

## 改善 (Act)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があれば、計画の変更や事業の見直し等を行う。

# 佐賀市障がい者プラン等策定スケジュール

- 2022年11月～2023年3月
  - ・策定委員会委員の推薦・承諾
  - ・プロポーザルによる業者選定
  - ・第1回策定委員会開催（辞令交付・計画策定方針等）
  - ・アンケート調査実施
- 2023年5～12月
  - ・策定委員会（3～4回）調査分析・素案の審議・修正等
  - ・自立支援協議会への素案の報告
  - ・パブリックコメントの実施（11～12月頃）
  - ・佐賀市議会への報告（12月議会）
- 2024年1～3月
  - ・自立支援協議会への最終素案の報告
  - ・策定委員会（最終素案の承認）



2024年4月 佐賀市障がい者プラン等策定